

随意契約理由

令和4年(2022年)4月1日

| | |
|--------------------|--|
| 契約担当課名 | 会計課 |
| 発注担当課名 | 会計課 |
| 契約名称 | 豊中市コンビニエンスストア等収納代行業務 |
| 契約内容 | 豊中市コンビニエンスストア等収納代行業務一式 |
| 契約締結日 及び契約期間 | 令和4年4月1日 令和4年4月1日から令和5年3月31日 (市税及び国民健康保険料等以外の徴収金については、 令和4年10月3日から令和5年3月31日) |
| 契約の相手方 (所在地・名称) | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3丁目3番3号 |
| 契約金額 | 28,680,570円 |
| 随意契約理由 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 現行のコンビニ収納に係る納付書バーコード出力等のシステム環境は、同社の保有する技術・サービスを前提に構築された本市の収納インフラ基盤の一つである。そのため、収納代行業者を変更することで発行済みの納付書が使用できなくなったり、取扱コンビニエンスストアに変更が生じたり、利用できる決済手段が変わる可能性があり、市民など利用者への影響が大きいことから、現在のサービス提供を維持するために同社と随意契約を締結するものである。 |